2019年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時:令和元年11月12日(火) 18:50~19:52

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他5名)

市側(総務部長、総務部次長兼人事課長)

交渉内容: 秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明、

会計年度任用職員制度の導入、再任用職員の勤務形態(ハーフタイム)の廃止に関

することなど

第2回交渉

日 時:令和元年11月14日(木) 18:33~19:13

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他6名)

市側(総務部長、総務部次長兼人事課長)

交渉内容:サービス残業、職場要求の主旨説明に関することなど

第3回交渉

日 時:令和元年11月19日(火) 18:52~19:20

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他6名)

市側(総務部長、総務部次長兼人事課長)

交渉内容:基本賃金・一時金の引上げに関することなど

第4回交渉

日 時:令和元年11月21日(木) 18:34~18:38

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長、書記長、他6名)

市側(総務部長、総務部次長兼人事課長)

交渉内容:年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に 2. 90 ヵ月	1. 給料の改定は、国の改定に準じて平成31
プラス一律 48,000 円を支給すること。	年4月1日から実施する。
	本年度の年末一時金は、期末手当 1.3 か
	月、勤勉手当 0.975 か月の計 2.275 か月と
	する。
	なお、令和2年度以降の一時金について
	は、国に準じて6月期、12月期ともに、期
	末手当 1.3 か月、勤勉手当 0.95 か月の計
	2.25 か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止
給などによる差別支給制度は撤廃し、全職	する考えはない。
員に一律大幅増額をすること。	
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
末手当のみで支給すること。	
4. 再任用職員の一時金についても、職員と	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当
同様に支給すること。一方的に廃止した臨	0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175
時職員の一時金を復活すること。	か月とする。
	また、正規職員以外の賃金・一時金は、
	条例の規定に基づき正規職員と同様の措置
	を講じる。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給	5. 育児休業中の職員の一時金については、
すること。および、いかなる不利益扱いも	現行どおりとする。
しないこと。	
6. 年末一時金は、12月10日までに一括支	6. 年末一時金の支給日は、12月 10日とす
給すること。	る。

- 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 令和 2 年 4 月 1 日より国に準じ、住居手当の改定を実施する。 手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ (12,000 円 \rightarrow 16,000 円) 及び手当額の上限を引上 げ (27,000 円 \rightarrow 28,000 円)
- (2) 令和2年4月1日より会計年度任用職員制度を導入する。
- (3) 令和2年4月1日より再任用職員の勤務形態について短時間勤務(ハーフタイム)を廃止する。
- ※ 給与改定分については、12月議会議決後、速やかに支給する。